

本誓寺

門徒会通信

第六号

発行責任者
白崎 英旦

平成二十七年二月九日、
第二十九世本誓寺住職吉田
是行様が御逝去されたこと
を悼み、ここに謹んで哀悼
の意を表します。

○裁判の結果について

私達本誓寺を正常化する門徒
の会（以下、当会）は本誓寺に
対して事務所に備え付けておく
ことが義務付けられている役員
名簿、書類等の閲覧を求めてま
いりましたが、盛岡地裁からは
私達の望みを認める判決を頂き
ました。これを不服とした本誓
寺は仙台高裁に対し不当な判決
であるとし、控訴しました。本
年一月二十九日判決を頂きまし
たので報告致します。

〈主文〉

一、本件各控訴をいずれも棄
却する。
二、控訴費用は控訴人の負担
とする。

でした。この内容は本誓寺側の
申し立てをいずれも認めない、
費用は寺側で負担とする。とい
うものでした。判決に至る裁判
所の判断は（判決文引用）

一、平成十年に維持会を解散
した後、年一回その他必要に応じ
て開催することとされた門徒總會
が一度も開催されていないこと。

二、候補衆徒長男明氏が法務
を行なえなくなった平成二十二
年五月以来、平成二十四年五月
当時で本山へ納付すべき賦課金
合計約六百二十九万円のうち約
五百九万円が未納であったこと

三、本誓寺の責任役員や総代
選定が適式に行われているか。
財政状況が健全であるのか、そ
の収支・決算等が適正に行われ
ているのか等といった点につい
て門徒として関心を持つのは当
然である等の理由で当会の主張
が全面的に認められました。

その後、本誓寺は最高裁への
上告期限内での手続きを行わな
かったため判決は確定しました。

今後、二百五十ページにおよ
ぶ閲覧書類を粛々と点検して行
くこととなります。その結果に
つきましては、後日あらためて

皆様方に御報告させて頂きます。

裁判所の判断はあくまで公平、
中立です。その基となるのが法
律等です。真宗大谷派には末寺
にも効力を有する宗憲・寺院規
則等の決まりごとがあります。

皆様御存知の通り長男明氏、次
男信氏の間で現在紛議が生じて
おります。当然本山では宗憲、
寺院規則、長男明氏の候補衆徒
地位の確認が認められた判決等
を基とした公平、中立の立場で
の結論を示すと思います。

○今後の本誓寺について

平成二十四年五月から本誓寺
には本山が認めた責任役員・総
代はおりません。代表役員であ
り、住職様であった是行様がお
亡くなりになり、法人としての
機能が果たせない状態になって
います。本山に対し未納になっ
ている賦課金が現在もあるとす
れば、まず、それを納めなけれ
ば本誓寺としての願いごとを受
け入れて頂くことは出来ません。
一日も早い解決を願うものです。

次に、真宗大谷派の最高規範
である宗憲では「門徒はその責
務を完うし、衆望の帰するもの
について総代を選定しなければ

ならない。」と規定しています。

総代が決定されなければ、新し
い住職や代務者を本山へ届け出
ることは出来ない決まりになっ
ています。長男候補衆徒吉田明
氏と次男副住職吉田信氏には、
仙台教務所長様の御指導の下、
住職逝去後三カ月以内に住職代
務者を決めなければならぬとい
う規則を重く受け止め、本誓寺
ならびに門徒のための将来に向
けた話し合いをして頂くことも
に、我々も門徒としての責任を果
たさなければなりません。是非、
本誓寺門徒總會が速やかに開催
されることを願っております。

今回の裁判費用は、皆様から
の温かい浄財での拠出金により
負担させて頂きました。決算報
告は後日改めて行わせて頂きま
す。尚、重ねてのお願いで恐縮
ですが、本誓寺の正常化に向け
た活動を引き続き行うにあたり、
皆様方からの協力金（一口二千
円。出来れば二口以上）をお願
い申し上げます。尚、本誓寺が
正常化された後は、当会規則に
則り、活動協力金の残金は本誓
寺に全額寄付させて頂きますこ
とを申し添えます。

とを申し添えます。